

インフラ維持管理のミス！その責任は？ ～誰が責任を負うべきか～

江副 哲

1 インフラの現状

インフラは、国民生活の質の向上や国土の有効利用を進めて行く上で基盤となり、経済の長期的な発展のために重要な役割を担っており、不特定多数の国民が利用するものであることから、「安全」であることが当然の大前提となっている。

もっとも、当初は安全であったインフラも経年による老朽化は避けられず、今後ますます、補修、補強あるいは更新が必要となるインフラが増加していくことが予想されている。そのため、インフラの維持管理は今まで以上に重要性を増しているが、万が一適切な維持管理を怠った場合、多数の被害者を出す事故につながってしまう可能性が高くなっているともいえる。

そこで、以下では、インフラの維持管理にミスがあった場合の法的責任について、概要を説明する。

2 法的責任の主体・内容

- (1) インフラの所有者（管理者）
 - ・不法行為責任（民法 709 条， 715 条）
 - 自己の所有（管理）するインフラを安全な状態に維持すべく適切な維持管理をすべきところ、それを怠った結果、事故が生じたことに対する責任。
 - ※公務員の場合：国家賠償法 1 条に基づく損害賠償責任
 - ・土地工作物責任（民法 717 条）
 - 自己の所有（管理）するインフラの維持管理に瑕疵があり、それによって事故が生じたことに対する責任。
 - ※公務員の場合：国家賠償法 2 条に基づく損害賠償責任
- (2) インフラ建設工事の発注者
 - ・不法行為責任（民法 709 条， 715 条）
 - 設計者あるいは施工者への指示，承認，監督の過失が原因でインフラに瑕疵が生じ，それによって事故が生じたことに対する責任。
 - ※公務員の場合：国家賠償法 1 条に基づく損害賠償責任
- (3) インフラ建設工事の設計者，施工者
 - ・不法行為責任（民法 709 条， 715 条）：第三者及び発注者に対する責任
 - ・瑕疵担保責任（民法 634 条）：発注者に対する責任
 - 設計あるいは施工の過失が原因でインフラに瑕疵が生じ，それによって事故が生じたことに対する責任。
- (4) 上記各企業の役員
 - ・不法行為責任（民法 709 条），会社法上の責任（会社法 429 条）：民事上の責任
 - ・業務上過失致死傷罪：刑事上の責任
 - 役員の経営判断ミスが原因で事故が生じ，それによって第三者に損害を与えたことに対する責任。
- (5) 上記各企業の従業員
 - ・不法行為責任（民法 709 条）：民事上の責任
 - ・業務上過失致死傷罪：刑事上の責任
 - 従業員の注意義務違反行為が原因で事故が生じ，それによって第三者に損害を与えたことに対する責任。

→ 業務上過失致死傷罪等は、個人が責任を問われ、企業（団体）は責任対象にならない。

※公務員の場合も同様。

3 インフラ関連事故に関する裁判例

(1) 民事責任

・ 笹子トンネル天井板崩落事故

● 横浜地裁平成27年12月22日判決

「打音及び触診といった目視以外の方法を用いた入念な方法を採用しなければ、本件トンネルの天頂部アンカーボルトの不具合を看過し、その結果、本件事故のような天井板の崩落事故が発生することを予見することができ、かつ、そのような方法を採用することにより本件事故を回避することができた」として、被害者の遺族から管理会社に対する損害賠償請求が認められた。

● 東京高裁平成28年10月19日判決

「会社組織における内部分掌、被控訴人らの職務権限、責任にも鑑みると、被控訴人らの予見可能性の有無を判断するにあたり、本来行うべき方法で本件トンネルの詳細点検を実施していれば予見できたであろう事情まで考慮することは、予見すべきであったとの規範的な評価の観点からも、困難といわざるを得ない」として、役員らに対する請求は認められなかった。

・ 朱鷺メッセ連絡橋落下事故

● 新潟地判平成24年3月26日

「原告県は、専ら調査報告書に依拠して本訴を提起しているものの、実験等を含めた科学的検証による裏付けが乏しく、調査報告書が結論付けた論証過程に大きな疑問が残る。」として、構造設計者に対する請求が認められなかった。

(2) 刑事責任

・ 福知山線脱線事故

● 最高裁平成29年6月12日判決

「事故以前の法令上、曲線に自動列車停止装置（ATS）を整備することは義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと、同列車を運行する鉄道会社の歴代社長らが、管内に2000か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線を脱線転覆事故発生の高危険性が高い曲線として認識できたとは認められないこと等の本件事実関係（判文参照）の下では、歴代社長らにおいて、ATS整備の主管部門を統括する鉄道本部長に対しATSを本件曲線に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったとはいえない」として、歴代社長らに業務上過失致死傷罪は成立しないとされた。

・ 明石砂浜陥没事故

● 最高裁平成26年7月22日判決

「砂浜は国の直轄工事区域内に存在し、その区域内の海岸保全施設の維持管理を国がしていたこと、国の組織である国土交通省地方整備局姫路工事事務所は明石市と共に同砂浜で過去に続発していた陥没の対策に取り組み始めていたことなどの本件事実関係の下では、同砂浜を含む海岸の工事、管理事務を担当していた同工事事務所工務第一課の課長であった者には、同課自ら又は明石市に要請するなどして安全措置を講じ、陥没等による死傷事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があった」として、国土交通省職員に業務上過失致死罪が成立するとされた。